

流環審第 1 号

平成29年7月6日

流山市長 井崎 義治 様

流山市環境審議会
会長 新保 國弘



流山市路上喫煙の防止及びまちをきれいにする条例の一部改正について
(答申)

平成29年5月29日付け流環第141号で諮問のあったこのことについて、
下記のとおり答申します。

記

「流山市路上喫煙の防止及びまちをきれいにする条例」は、路上喫煙、空き缶等のポイ捨て及び飼い主による動物のふん尿の放置等を防止することにより、清潔で安全かつ快適な生活環境を確保することを目的としており、本条例に基づいて、歩行者等の安全の確保及びきれいなまちづくりの推進が図られています。

市が定期的に行っている苦情相談員によるパトロールや路上喫煙防止キャンペーンなどの啓発活動等により、路上喫煙及びポイ捨て防止のマナー向上について一定の効果が得られています。

しかし、依然として路上喫煙やポイ捨て等の違反行為が散見され、今後、市の人口増加に伴う違反行為の増加が懸念されることから、対策の強化が必要と考えます。

特に、大人や子供など様々な人が集まる駅周辺の路上喫煙防止重点区域（以下「重点区域」という。）において、喫煙により生じる他の歩行者への危険防止やたばこの吸い殻のポイ捨てを防止することは、清潔、安全かつ快適な公共空間を確保するうえで重要です。

今回、市から諮問を受けた過料規定の直接罰化については、現条例のように勧告に従わなかった場合にのみ過料を科すのではなく、違反行為があった際、直ちに過料を科すものであり、抑止効果が高まることが期待されるため、有効な防止対策であると考えます。

以上のことから、過料規定を改正し、直接罰化することについては、妥当であると考えます。なお、過料規定がある全ての禁止行為を直接罰化することはパトロール等の運用上困難であると思われることから、対策の必要性が高い重点区域内における路上喫煙行為及びたばこの吸い殻のポイ捨て行為について、直接

罰化すべきと考えます。

また、現条例は、禁止行為が複雑でわかりにくいことから、禁止行為及び場所が明確になるように条文を改正すべきと考えます。

なお、条例の一部改正にあたって留意すべき事項として、次のとおり意見を申し添えます。

1 周知について

今回の条例改正で何が直接罰の対象になるのか、広報紙やホームページをはじめ様々な手法を活用し、わかりやすく周知すること。また、周知にあたっては、直接罰化だけでなく、市内全域で歩行中の喫煙やポイ捨て行為が禁止されていることについても引き続き周知すること。なお、重点区域がどこなのか、範囲について路面シールや看板などにより、市民はもとより、市民以外で重点区域を歩行する者にもわかるように努めること。

2 喫煙場所について

路上喫煙やたばこの吸い殻のポイ捨てを防止するため、各重点区域内に喫煙場所を確保するように努めること。また、市が設置する指定喫煙所は、受動喫煙防止について配慮され、かつ利用者が使いにくい場所にならないように努めること。

3 パトロールについて

各重点区域の違反状況を分析したうえで、パトロールの時間帯や頻度を適切に設定し、違反行為に対する対応を効果的に行うこと。